

大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務

2. 業務の目的

本市には、飯盛山や飯盛城跡があり、連日、府内外から多くの方が山頂付近を訪れるとともに、野崎観音やmorineki、アクティブ・スクウェア・大東等の観光スポットや施設にも市内外から多くの方が訪れている。

「大東市デジタル観光マップ作製及び観光プロモーション業務」（以下、「本業務」という。）は、これらの魅力的な観光資源を的確にターゲットに届け、効果的かつ効率的に観光誘客を図るとともに、利便性向上や周遊促進、観光消費の増加、地域活性化を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4. 業務内容

(1) デジタル観光マップ作製

今回作製するデジタル観光マップは、他の無料のツールとは差別化が図れるものであるとともに、利用者目線で「便利」、「使いやすい」と思ってもらえるものとする。

また現在、飯盛山のハイキングコースに関することや、おすすめの観光スポット、ジャンルや人数に応じた食事場所等に関する問い合わせが多くあるなかで、これらの問合せにも対応できるようなツールを作製することで、課題解決にもつなげたいと考えている。

なお、本仕様書には、デジタル観光マップの導入に必要と想定される事項を列記しているが、より良い機能等がある場合は、受注者から提案のうえ発注者と協議して、仕様書の内容を調整することとする。

① 基本仕様

- ・対象エリアは、大東市内全域とする。
- ・言語は、日本語及び英語を含む3か国語以上の多言語対応とする(自動翻訳機能可)。
- ・パソコン、スマートフォン及びタブレット等で支障なく利用できること。ウェブ形式又はアプリ形式のいずれも可とする。提案において、メリットおよびデメリットをふまえて、その形式を選択する理由を明らかにすること。
- ・最新版のOS等に対応していること。
- ・セキュリティ対策を万全にし、対策等を講じるものとする。
- ・デジタル観光マップの運用に必要な能力を有し、安全性の高いサーバーを用意すること。
- ・GPS機能を活用し、利用者の現在地情報がマップ上に表示できること。特に、初めて飯盛山を訪れる人から、ハイキングルートに関する問い合わせが多いため、デジタル観光マップを活用することで道案内が可能となるもの。
- ・「②登録スポット」、「③モデルコース」、「④交通アクセス」の登録や機能設定等が行えるものであること。
- ・観光客等がデジタル観光マップを利用する際に、訪問意欲や周遊性を向上させるよ

うなデザイン性や操作性の高い仕様を提案すること。

- ・掲載するスポットやコースについて、例えば食事のジャンルや人数に応じて食事の場所を検索できる機能があるなど、観光客等が求める情報を取得しやすく、利便性の高い仕組みを提案すること。
- ・仕様により必要と考えられる場合は、利用者向け使い方ガイド機能を設定すること。
- ・他の無料のツールとは差別化が図れるものであること。
- ・体験スポットについては、ウェブページ「じゃらん 遊び・体験予約」から体験予約が可能であるものについては、デジタル観光マップから遷移できるように設定するものとする。
- ・飯盛城跡アプリ「よみがえる飯盛城 天下人 三好長慶 最後の居城」のインストール数増加に寄与するものとする。
- ・運用開始後に発注者（可能であれば店舗等も）がスポット情報を追加・更新・削除することができる仕様とするとともに、その際に操作しやすい方法を提案すること。
- ・デジタル観光マップを通じて、少なくとも月ごとに利用者の属性やスポットごとの閲覧数等のデータ取得が行えるものとする。
- ・提案限度額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）には、令和 7 年度にかかる維持管理費用を含めることとする。併せて、次年度以降における維持管理費用及びその内容（取得データの報告を含む）について、企画提案書に提示すること。

② 登録スポット

- ・登録スポットは、観光スポット、体験スポット、飲食店、小売店等とする。スポット数については、100 か所程度とする。
- ・スポットの初期登録は、受注者が行う。なお、掲載するスポットについては、契約締結後、発注者との協議により決定するものとする。
- ・スポットの登録情報は、観光スポットや観光施設及び飲食店等の名称、画像、概要（紹介文）、住所、連絡先、営業時間、休業日、駐車場、ホームページの URL 等の項目を想定している。登録情報の項目については表示方法を含めて受注者が提案し、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

③ モデルコース

- ・モデルコースの初期登録は、受注者が行う。
- ・登録コースは、飯盛山ハイキングコースをはじめとして、テーマ、エリア、観光時間ごとに異なるコースを 20 コース以内で設定するものとし、契約締結後に発注者との協議によって決定すること。

④ 交通アクセス

大東市まで及び大東市内におけるバスや電車、車、レンタサイクル等の交通アクセスについて、利用者の出発地からのアクセス方法が理解しやすい仕様とする。

⑤ その他の企画提案

これまでに記載した機能の他にも、目的を達成するための追加機能があれば望ましい。

<追加機能の例>

- ・常に情報の鮮度が高いなど、デジタル観光マップを継続的に利用いただけるよう

な仕掛け

- ・観光消費につながる工夫
- ・ロコミ投稿の機能
- ・デジタル観光マップ上のスポットやコンテンツの充実、及び収益化を図るため広告営業手法を提案すること。

⑥ デジタル観光マップの公開

公開の時期については、受注者から提案することとする。遅くとも、令和8年1月15日（木）までに公開すること。

⑦ デジタル観光マップの利用促進策

作製したデジタル観光マップの利用促進を図るための施策を受注者から提案し、発注者と協議のうえ、実施するものとする。

⑧ デジタル観光マップの保守・運用支援

- ・受注者は、デジタル観光マップについて、正常かつ円滑に運営できるよう保守及び運用支援を実施する。
- ・専門知識のない者でも基本的な運用ができる形式とし、システムトラブルが発生した際、速やかに対応すること。
- ・スポット及びモデルコースの追加・更新・削除については、発注者（可能であれば店舗等も）が行えるよう、受注者はマニュアルを作成し、発注者が求める場合は研修会を実施すること。ただし、専門的な知識等や複雑なシステム操作等を要する場合は発注者の求めに応じて受注者が行うものとする。
- ・24時間365日利用可能な状態とする。システム更新や点検等により利用が出来なくなる場合、事前に発注者に事前に連絡するとともに、デジタル観光マップにおいても、事前に告知すること。

(2) プロモーション業務

令和6年度に造成した体験型観光コンテンツの販売促進をはじめとしたプロモーションを行うことにより、大東市への観光誘客のほか、周遊促進、観光消費の増加等につながるものとする。

目標としては、プロモーションを行うことにより、令和6年度に造成した体験型観光コンテンツが、令和7年度中に少なくとも1回ずつ体験されることを目指すものとする。

なお、プロモーション業務の内容は、一過性でないものが望ましい。（例えば、冊子を作成して配布する場合、それらを再印刷して繰り返し活用できるなど、後で活用できる方が望ましい。）

5. 留意事項

(1) 打合せ・業務記録

受注者は発注者と協議を行った場合、速やかに協議記録を作成し、発注者と共有すること。業務記録の様式は問わないが、データ(W o r d及びPDF)にて提出すること。

(2) 資料の提供

本事業の実施にあたり、登録スポットに関する情報や画像データ等の資料を発注者が所有する場合には、必要に応じて受注者に提供するものとする。

6. 成果品

- ・デジタル観光マップ
- ・運用マニュアル
- ・事業実施報告書
- ・その他、発注者が求める成果品

7. 著作権

- ・本業務にて制作した成果物の著作権は（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、無償で発注者に帰属するものとし、発注者が必要なものに利用することができるものとする。
- ・受注者は本業務にて制作した成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- ・受注者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物を使用する場合、受注者の負担において著作権等の処理を済ませた上で納入すること。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8. 調査・報告

発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対して当業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9. その他

- ・本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- ・契約後、委託内容を変更する必要がある場合や、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた際は、発注者と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・受注者は、本件業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた毀損その他の損害はすべて受注者の負担とし、その賠償の責を負うものとする。
- ・個人情報取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」による。
- ・受注者は、受注業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、大東市が実施する啓発行事への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。
- ・受注者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）および関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- ・受注者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第八章および職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経

費は受注者の負担とする。